

身体拘束の適正化のための指針

株式会社 TS

当法人は障害者虐待防止法を守り、身体拘束廃止に向けて努力します。

この指針は身体拘束を行った場合に、本当に必要だったのか、どうすれば身体拘束をしなくて済むのかを考え、実行していくためのものです。

1 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活・活動を制限することであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊厳し身体拘束や不適切な支援を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行わないこと虐待防止に向けた意識をもって利用者を支援します。

2 身体拘束を行う可能性がある行動と対処方法

以下のような場合、本人や周囲の人の安全を確保するために一時的に身体拘束を行うことがあります。

- ・自身の頭など壁などに強くぶつける、体を激しく傷つけるなどの自傷⇒職員の体で阻止します。
- ・周囲の人をなぐる、かみつく、けるなどの他害⇒職員の体で阻止します。
- ・本人を落ち着かせるために、クールダウンができる部屋へ移動させることがあります。
- ・道路に急に飛び出す等、危険な時⇒職員の体で阻止します。

3 委員会の設置

以下の取り組みを実施し、身体拘束等の適正化、虐待防止の体制維持・強化します。

- ・法人内における身体拘束等虐待防止に向けての現状を把握し改善していきます。
- ・法人内で報告のあった身体拘束等、事例の対応策や身体拘束を実施した場合、どのようにしたら身体拘束をしなくて済むのか話し合います。

- ・職員を対象とした身体拘束等虐待防止に関する研修を実施します。

4 身体拘束発生後の対応

身体拘束等、虐待が疑われる事案の発生時には基本指針に従い迅速に対応します。

5 身体拘束についての緊急やむを得ない場合の3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援をすることが原則です。しかしながら例外的に以下の3つの要素すべてを満たす状況にある場合は必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ・切迫性：本人または他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替性がない
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

6 報告・記録

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況やご利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束の早期解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

緊急やむを得ない理由から身体拘束を行わざるを得ない場合、理由・方法・時間帯・心身の状態等を具体的に記録しご家族へ説明します。

7 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は本施設で使用するマニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とするほか、ご利用者やご家族も閲覧できるよう施設内の掲示やホームページでの公開を行います

以上

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。